

糸満市監査委員告示 6 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 3 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

令和8年1月開催予定の糸満市職員ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）に係る公金支出について重大な瑕疵（ハラスメント当事者が推薦する委員）を含む手続きに公金を投じることになり得るため、地方自治法第242条第4項に基づく当該行為を停止すべきことの勧告（執行停止勧告）の検討を緊急に求める。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 糸満市ハラスメント調査委員会への出席について（依頼文書）
- (2) 【異議保留/合理的配慮要請（先行）】ハラスメント調査委員会（令和8年1月7日開催通知・提出期限令和7年12月25日）について」への回答
- (3) 「令和7年12月11日付「調査体制の是正要求への回答及びハラスメント調査委員会設置について」に関する再反論及び最終是正要求」への回答
- (4) 控除不能額の納付方法に関する申出について（回答）
- (5) 9月9日付「退職金試算等」への未回答及び事務処理放置に関する是正要求への回答
- (6) 「退職金照会3か月放置に関する不誠実な回答の拒否、及び組織的説明責任の履行要求」への回答

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により令和8年1月7日に次のように決定した。住民監査請求の対象ではないと判断し「却下」とする。

2 却下の理由

住民監査請求対象である財務会計上の公金の支出はなく、委員会に係る人件費や事務費などは行政一般の行為であるため、財務会計上の行為ではない。従って、委員会の執行停止勧告を行う理由はない。